

会 議 録

会議名 (審議会等名)		令和3年度第1回相模原市大規模小売店舗立地審議会		
事務局 (担当課)		産業・雇用対策課 電話042-769-9255 (直通)		
開催日時		令和3年9月2日(木) 16時00分～16時54分		
開催場所		相模原市立産業会館4階 懇談室(中研修室)		
出席者	委員	6人(別紙のとおり)		
	その他	2人(設置者、届出作成者)		
	事務局	5人(吉成課長、田所総括副主幹 外3人)		
公開の可否		<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	0人
公開不可・一部不可の場合は、その理由				
議 題		1 開会 2 議事 「(仮称)ベルク相模原宮下本町店」の新設届出について 3 その他 4 閉会		

議 事 の 要 旨

審議案件

「(仮称) ベルク相模原宮下本町店」の新設届出について

[結果]

審議会の答申として、

「本案件に対し、法第8条第4項の本市意見を有しないものと判断します。
ただし、以下については附帯事項とします。

- ・駐車場の出入口等に警備員を配置するなどして、周辺の交通環境や安全に配慮してください。また、店舗に面している道路に渋滞が発生しないよう対策を講じてください。
- ・環境法令による基準の超過や苦情申立等により、騒音及び悪臭防止対策等を事後で指導する場合がありますのでその際は、誠実に対応してください。
- ・開店後、周辺の交通環境や安全面に問題が生じた場合は関係機関・地元自治会等と協議の上、必要な対策を講じてください。」とする。

[主な質疑・意見 (○委員、●事務局、◆設置者・届出作成者の発言)]

○桐生委員

該当店舗の近くの町田市内にいくつかの店舗が存在し、町田街道自体が混雑する道路である。また、米軍基地の前にある交差点も混雑しており、当該店舗は米軍基地前の交差点から町田街道の間にあるため、間の車両が動かなくなるのではないかと。

●事務局

こちらも開店後は注視を行う。また、今回の届出が提出される前に県警と事前の協議をしていただいております、その中で県道側は交通整理員を常駐で配備することで届出がされている。

また、届出以上の対策を何か行うか設置者に伺いたい。

◆設置者・届出作成者

野立て看板を12～13基設置する予定である。公道なのでできない部分もあるが、なるべく誘導で混まないようにする。さらに、チラシの中に「特に混雑時は自転車や徒歩でご来店ください。」と明記する。

また、開店後は混雑が予想されるが、既存店123店舗においてはピーク時以外でも混雑が確認されておらず、苦情等はほとんど無い中で運営している。

もし開店後に何らかの問題が発生した場合は、所轄と協議して運営していく。

○坪田委員

交差点に信号が無いので混雑状況が分からず、届出を見ても県道の混雑状況が見えてこないが、設置者は実態をどのように把握されているのか。

◆設置者・届出作成者

現状の交通調査も行い評価している中で、確かに交通量が多いという事は認識している。しかし、通勤時間帯は確かに混雑しているが、比較的交通が流れているように見受けられる。

また、設置者が立地を検討するうえで、一番望ましくないのは混雑する道であり、渋滞すると来客者が減少してしまうため、スーパーマーケットは渋滞する道路に面して作らないというのが通念であり、この県道も渋滞が慢性化しているわけではない。

さらに、交通整理員を配備することによって少しでも流れを良くすることで、少しはスムーズな交通になる。

○坪田委員

承知した。

○鈴木委員

従業員が車で来られるという事であるが、近隣住民が雇用された場合は自転車で向かう事も想定される。その中で、来客者の自転車もあり駐輪場のキャパシティが溢れてしまった時のことも考慮して駐輪場の台数確保等の対応も配慮いただきたい。

また、自転車の方が来客することによって周辺の交通安全の問題も発生するので、そういった点についても必要に応じてご対応いただきたい。

さらに、県道側の交通が渋滞することによって抜け道を利用してしまうことが懸念されるので、交通誘導もなるべくスムーズに行い抑制に努めていただきたい。

◆設置者・届出作成者

自治会との協議の上、住宅街を通る場所に抜け道として利用しないでくださいという看板を設置することも検討している。

また、従業員はバックヤード部分を利用する予定である。

○鈴木委員

承知した。

○森下委員

荷捌き車両が入れなかった場合、待機場所を指示する計画はあるか。
住宅街で待機することにより、騒音等の問題が発生する場合があるので確認する。

◆設置者・届出作成者

場内で待機するスペースが1～2台分あるため、基本的にはそこで待機する指示を出す。ところが満車になって入れなかった場合は、荷さばき施設内を回るよう指示し、道路上で待機させることはない。

また、場内で待機出来ない場合は、施設外で回るようにする。

○森下委員

承知した。

○金委員

廃棄物処理について、運搬業者が未定とあるが運搬頻度はどの程度になるか。

また、生ごみは悪臭等の問題が発生しやすいが、保管方法はどのような計画になっているか。

◆設置者・届出作成者

運搬頻度は、原則一日一回とし、土日を含む繁忙期については必要に応じて二回に分けることがある。

生ごみの保管方法については、室内で扉で閉められる部屋を用意し、全く臭いは出ない形になる。また、直営のリサイクル工場があり、その場にてリサイクル法に基づき処理を行う。

○金委員

承知した。また、容器包装リサイクル法に関連する省令が改正されたことによるレジ袋等の対応も従業員への指導を徹底して必ず実施していただきたい。

◆設置者・届出作成者

承知した。

また、レジ袋についてはバイオマスとの関係で当面の間、0円のレジ袋を使用することとしている。

以 上

大規模小売店舗立地審議会委員出欠席名簿

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	坪田 幸政	桜美林大学 教授	会長	出席
2	桐生 貴央	弁護士	副会長	出席
3	森下 達哉	東海大学 教授		出席
4	金 今善	國學院大學 准教授		出席
5	梅沢 道雄	相模原商工会議所 専務理事		出席
6	三條 和博	青山学院大学 教授		欠席
7	鈴木 美緒	東海大学 准教授		出席